

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 20 年 6 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業務の概要

(1) 業務名 鳥取県産業人材確保のための情報発信業務

(2) 業務の内容

民間職業紹介事業者の運営するホームページ内に鳥取県及び専門的・技術的人材を募集する鳥取県内企業を紹介する専用ページを開設し、及び運営する。

なお、詳細は、鳥取県産業人材確保のための情報発信業務委託に係る提案書作成要領（以下「提案書作成要領」という。）による。

(3) 委託期間 契約日から平成 21 年 3 月 31 日まで

(4) 予算額 500 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項の有料職業紹介事業の許可又は同法第 33 条第 1 項の無料職業紹介事業の許可を受けていること。

3 提案書の評価

提案書の評価は、鳥取県産業人材確保のための情報発信業務委託に係る審査会（以下「審査会」という。）において、次の事項について、別に定める評価基準に基づき、審査委員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して行う。

(1) 鳥取県専用ページ

(2) 人材確保の見込

(3) 実施体制、スケジュール

(4) 提案者の実績

(5) 見積（想定）価格

4 最優秀提案者の選定

3により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

5 手続等

(1) 提案書作成要領の交付

提案書作成要領は、平成 20 年 6 月 6 日（金）から同月 26 日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoushinkou/>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成 20 年 6 月 6 日（金）から同月 26 日（木）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

イ 交付場所及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県商工労働部産業振興戦略総室雇用・人材確保チーム

電話 0857-26-7662

ファクシミリ 0857-21-0609

(2) 提案書の提出

ア 提出方法

本件業務に係る提案書の提出を希望する者は、提案書作成要領に基づき、提案書を作成し、持参又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの（親展扱いとすること。）によること。

イ 提出部数

4部

ウ 提出場所

(1)に同じ。

エ 提出期限

平成20年6月27日（金）午後5時。なお、送付による場合は、同日午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、質問書（任意様式）を作成し、持参又はファクシミリにより提出すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

平成20年6月18日（水）午後5時

6 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行い、見積書を徴して契約を締結する。この交渉には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。交渉が不調のときは、4により順位付けされた上位の者から順に契約の締結の交渉を行う。

7 その他

(1) 提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

(2) 参加費用

この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、この公募型プロポーザルに参加する者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

ア 委託業者として選定された提案者の提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても、提案者に帰属するものとする。

イ 委託業者として選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は、提案者に対して提案書の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) その他

詳細は、提案書作成要領による。